



佐賀県公報

平成18年
10月3日
(火曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定子ども園の認定基準に関する条例施行規則

例施行規則

(九三・子ども課)

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(九四・税務課) 九

公布された規則のあらまし

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定子ども園の認定基準に関する条例施行規則(規則第九三号)

1 認定子ども園の認定申請及び認定有効期間の更新申請の様式を定めることとした。(第三条及び第四条関係)

2 認定子ども園の変更の届出及び運営状況の報告の様式を定めること等とした。(第五条及び第六条関係)

3 その他所要の事項を定めることとした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

○中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九四号)

1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第一号及び様式第二号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。
3 様式について所要の経過措置を定めることとした。

○規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定子ども園の認定基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第九十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定子ども園の認定基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)及び佐賀県における認定子ども園の認定基準に関する条例(平成十八年佐賀県条例第五十六号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(認定子ども園の認定申請)

第三条 法第四条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

(認定子ども園の認定有効期間更新申請)

第四条 法第五条第二項の申請書は、様式第二号によるものとする。

(変更の届出等)

第五条 法第七条第一項の規定による届出は、様式第三号によるものとする。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）第六条第一号に規定する知事が定める数は、法第三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数及びそれら以外の子どもの数の範囲内で、かつ、それぞれの子どもの数の二割を超えない数とする。

（運営状況の報告）

第六条 法第八条第一項の規定による報告は、様式第四号によるものとする。

2 前項の報告は、毎年五月末日までに行わなければならない。

（外部搬入による食事の提供の要件）

第七条 条例第五条第七号へに規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 特例入園児の体調に応じた食事を提供するための栄養士による相談体制を確保すること。

二 保育士が対応することにより特例入園児の体調に応じた食事を提供すること。

三 子どもに対する給食業務の実績を有し、かつ、過去三年間に当該業務に関し、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反していない者を受託業者としてしていること。

（幼稚園教育に関する指針及び保育所保育に関する指針）

第八条 条例第六条に規定する規則で定める幼稚園教育に関する指針及び保育所保育に関する指針は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年文部科学省・厚生労働省告示第一号）に規定する幼稚園教育要領及び保育所保育指針とする。

（食育推進計画）

第九条 条例第九条第三号に規定する規則で定める食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもが健全な食習慣を身に付けるための発育及び発達段階に応じた指導に関する事項

二 保育士、教諭等関係者の食育に関する資質の向上を図るための研修等に関する事項

三 農業体験等を通じた子ども達の自然及び生き物並びに食べ物への関心を深めるための方策に関する事項

四 給食に関する印刷物等の配布、講演会等を通じた保護者に対する乳幼児期からの食育の重要性についての普及啓発に関する事項

五 給食における地産地消を推進するための県産の農林水産物等の利用促進に関する事項

様式第1号(第3条関係)

認定こども園の認定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 施設の名称及び所在地

2 認定こども園において保育する子どもの数

| | 満3歳未満の子どもの数 | | | | 満3歳以上の子どもの数 | | |
|---|-------------|-----|-----|-----|-------------|-------|---|
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 | 3歳児 | 4・5歳児 | 計 |
| 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数 | | | () | () | | | |
| 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数 | | | () | () | | | |

3 既存施設の別(該当施設に○を付けてください。)

幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

4 認定こども園の名称

5 認定こども園の長となるべき者の氏名

6 教育及び保育の目標並びに主な内容

7 認定こども園が実施する子育て支援事業

8 外部搬入による食事の提供の有無

注 2の2歳児の欄及び計の欄の()には、特例入園児を内数で記入してください。

添付書類

- 1 職員の氏名、職名、資格及び食育推進担当者が確認できる書類
- 2 認定こども園の長となる職員の履歴書及び職員の資格に関する証明書の写し
- 3 建物の配置、各部屋の用途及び面積並びに屋外遊戯場の位置及び面積がわかる図面
- 4 施設の敷地から離れた遊戯場を屋外遊戯場とする場合は、遊戯場に関する利用実施計画及び施設と遊戯場の位置関係がわかる図面
- 5 食事の提供を外部搬入の方法で行う場合は、調理業務委託業者との契約書の写し及び適切な食事の提供の体制並びに受託業者の能力及び実績等が確認できる書類
- 6 教育及び保育に関する全体計画及び指導計画
- 7 保育者の資質向上等に関する計画
- 8 子育て支援の実施計画
- 9 開園日数及び開園時間並びにそれらの理由がわかる書類
- 10 食育推進計画
- 11 情報の開示方法が確認できる書類
- 12 事故等が発生した場合の補償体制が確認できる書類

様式第2号(第4条関係)

認定こども園の認定有効期間更新申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 施設の名称及び所在地

2 認定こども園の名称

3 事業開始年月日

4 認定年月日及び番号

5 認定を受けている期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 認定こども園において保育する子どもの数

| | 満3歳未満の子どもの数 | | | | 満3歳以上の子どもの数 | | |
|---|-------------|-----|-----|-----|-------------|-------|---|
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 | 3歳児 | 4・5歳児 | 計 |
| 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数 | | | () | () | | | |
| 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数 | | | () | () | | | |

注 6の2歳児の欄及び計の欄の()には、特例入園児を内数で記入してください。

様式第3号(第5条関係)

認定こども園の変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更する事項

変更前

変更後

2 変更予定年月日

3 変更理由

様式第4号(第6条関係)

認定こども園の運営状況報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の名称及び所在地

2 報告年月日の前日において保育する子どもの数

| | 満3歳未満の子どもの数 | | | | 満3歳以上の子どもの数 | | |
|---|-------------|-----|-----|-----|-------------|-------|---|
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 | 3歳児 | 4・5歳児 | 計 |
| 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数 | | | () | () | | | |
| 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数 | | | () | () | | | |

3 認定こども園の名称

4 外部搬入による食事の提供の有無

注 2の2歳児の欄及び計の欄の()には、特例入園児を内数で記入してください。

添付書類

- 1 職員の氏名、職名、資格及び食育推進担当者が確認できる書類
- 2 前回報告（認定申請）日以降新たに職員となった者の資格に関する証明書の写し
- 3 教育及び保育の実施状況
- 4 保育者の資質向上等の実施状況
- 5 子育て支援の実施状況
- 6 食育推進計画の実施状況
- 7 情報の開示内容が確認できる書類
- 8 入園する子どもの選考方法及び受入れについての配慮内容が確認できる書類
- 9 自己評価、外部評価等の評価実施状況及び評価結果の活用方法が確認できる書類

附則

この規則は、公布の日から施行する。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第九十四号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成十一年佐賀県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「基本計画」を「認定基本計画」に、

| | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 「特定事業計画」又は「中小小売商業高度化事業計画」の別 | 特定事業計画 中小小売商業高度化事業計画 |
|-----------------------------|-------------------------|

を

| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 特定民間中心市街地活性化事業計画の事業区分 | 特定事業 中小小売商業高度化事業 特定商業施設等整備事業 |
|-----------------------|------------------------------------|

に、

「特定事業計画」又は「中小小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

